



兵庫労働局発表
令和元年 10 月 31 日

報道関係者 各位

【照会先】
労働基準部監督課
課長 嶋田 憲嗣
主任監察監督官 後藤 誠
電話 078(367)9151
FAX 078(367)9165

長時間労働が疑われる事業場に対する 平成 30 年度の監督指導結果を公表します

兵庫労働局（局長 はたなか ひろよし 畑中 啓良）では、平成 30 年度に、長時間労働が疑われる事業場に実施した監督指導の結果（改正労働基準法等の施行前）を取りまとめたので、公表します。

これは、管内の労働基準監督署が、各種情報から時間外・休日労働時間数が月 80 時間を超えていると考えられる事業場や長時間にわたる過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象として実施したものです。

その結果、対象となった 1,017 事業場のうち、431 事業場（全体の 42.4%）で違法な時間外労働を確認したため、それらに対し是正・改善に向けた指導を行いました。このうち月 80 時間を超える時間外・休日労働が認められたものは、297 事業場（違法な時間外労働のあったもののうち 68.9%）でした。

兵庫労働局では、11 月を「過重労働解消キャンペーン」期間として重点監督を行うなど、今後も長時間労働の是正に向けた取組を積極的行います。

【平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの監督指導結果のポイント】

- (1) 監督指導の実施事業場： **1,017 事業場**
このうち、755 事業場（全体の 74.2%）で労働基準関係法令違反あり。
- (2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - ① 違法な時間外労働があったもの： **431 事業場（42.4%）**
うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月 80 時間を超えるもの： 297 事業場（68.9%）
うち、月 100 時間を超えるもの： 184 事業場（42.7%）
うち、月 150 時間を超えるもの： 40 事業場（9.3%）
うち、月 200 時間を超えるもの： 4 事業場（0.9%）
 - ② 賃金不払残業があったもの： **52 事業場（5.1%）**
 - ③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： **141 事業場（13.9%）**
- (3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - ① 過重労働による健康障害防止措置が
不十分なため改善を指導したもの： **681 事業場（67.0%）**
うち、時間外・休日労働を月 80 時間※以内に
削減するよう指導したもの： 409 事業場（60.1%）
 - ② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの： **129 事業場（12.7%）**

※ 脳・心臓疾患の発症前 1 か月間におおむね 100 時間または発症前 2 か月間ないし 6 か月間にわたって、1 か月当たり概ね 80 時間を超える時間外・休日労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。